



●平成27年第1回定例会(3月)の日程(案)●

3月2日(月)	本 会 議 開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案の上程及び提案理由の説明など
10日(火)	本 会 議 総括質疑(議案に対する質疑)、議案の委員会付託
11日(水)	総務文教常任委員会
12日(木)	建設水道常任委員会
16日(月)	福祉環境常任委員会
17日(火)	本 会 議 (一般質問)
18日(水)	本 会 議 (一般質問)
19日(木)	本 会 議 (一般質問)
20日(金)	本 会 議 委員会報告、質疑、討論、採決など、閉会

※この定例会日程は予定ですので、変更する場合があります。

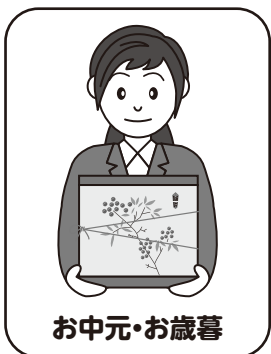
●平成26年第4回定例会(12月)の日程●

11月28日(金)	本 会 議 開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案の上程及び提案理由の説明など
12月8日(月)	本 会 議 総括質疑(議案に対する質疑)、議案の委員会付託
9日(火)	総務文教常任委員会
10日(水)	建設水道常任委員会
11日(木)	福祉環境常任委員会
12日(金)	本 会 議 (一般質問)
15日(月)	本 会 議 (一般質問)
16日(火)	本 会 議 (一般質問)
17日(水)	本 会 議 委員会報告、質疑、討論、採決など、閉会

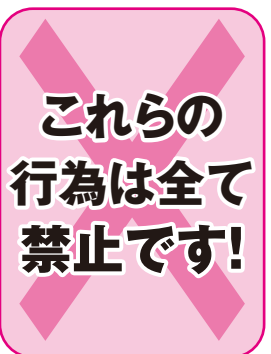
政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。



運動会や
スポーツ大会への
飲食物の差し入れ



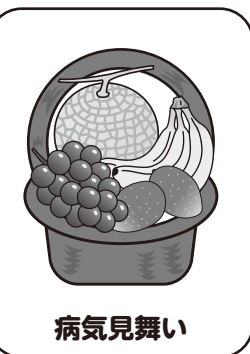
お中元・お歳暮



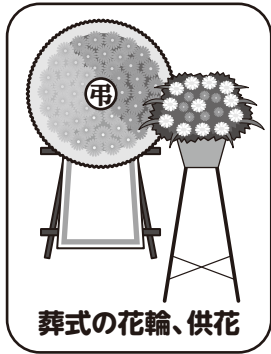
これらの
行為は全て
禁止です!



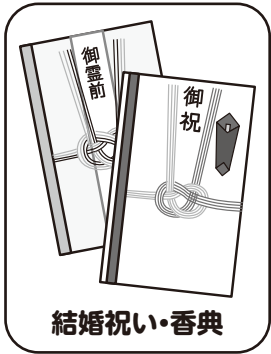
落成式・開店祝いの
花輪



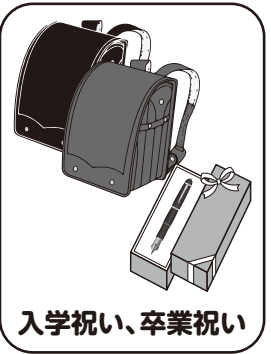
病気見舞い



葬式の花輪、供花



結婚祝い・香典



入学祝い、卒業祝い



町会の集会や
旅行等の催し物への
寸志や飲食物の
差し入れ



お祭りへの寄附や
差し入れ



NO!

寄附の禁止

寄附ってな～に?

「政治家の寄附は禁止」というけれど、寄附ってなんなの?

寄附とは、お金や物品、その他財産上の利益となるものを与えたり、与える約束をすることです。物を買ったときの代金や有料イベントの参加料のように、債務の履行として支払うものは寄附にはあたりません。



どうして政治家は寄附をしてはいけないの?

NO!

政治家が寄附にお金をかけることを無くして、お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するためです。



お世話になった人へのお中元・お歳暮や催し物の賛助金など、選挙とは関係ない寄附だったら問題ないのでは。

以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止されていました。しかし、政治家が普段からいろいろな名目で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大きな原因となっていました。そこで法律が改正され、現在は選挙に関する・関しないを問わず、選挙区内の人や団体への寄附は全て禁止されています。

